

# 少数株主持分と基礎概念の論理一貫性

齋 藤 雅 子

## Theoretical Consistency between Minority Interests and Basic Approach

SAITO Masako

### 目 次

1. 少数株主との取引をめぐる解釈
2. 企業集団内の組織再編取引と問題点
3. 連結会計基準における取扱い
4. 少数株主持分の表示区分の変化
5. 基礎概念の論理矛盾
6. 問題解決に向けて

### Abstract

This paper considers the concept issues on minority interests in business combinations, particularly the theoretical consistency between minority interests and basic approach. The Accounting Standards for Business Combinations in Japan (hereinafter the “BC Standards”) apply to any transactions, that amount to business combinations including to transactions to form a jointly controlled entity and to transactions between entities under common control. However, Accounting Standards Board of Japan (ASBJ) pointed that discussions about minority interests were not enough to solve the issue of the theoretical consistency in the process of setting the BC standards. This issue depends on two basic approaches to the preparation of consolidated financial statements; the parent company approach and the economic entity approach.

キーワード：少数株主持分，企業結合，連結，基礎概念，一貫性

**Keyword** : Minority interests, Business combinations, Consolidations, Basic approach, Consistency

## 1. 少数株主との取引をめぐる解釈

少数株主との取引とは，株式交換などを通じて親会社が子会社の少数株主から子会社株式を追加取得または一部売却する取引をいう。最近，この少数株主との取引の解釈をめぐる

り、特に少数株主持分の表示区分の変更に対する動きが国内外で生じている。国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: 以下、IASBとする）と米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board: 以下、FASBとする）は、共同プロジェクトの企業結合第2フェーズでの検討結果を踏まえて、2005年6月にそれぞれ公開草案を公表した。公開草案は少数株主持分の区分表示を資本の部にすべきという立場をとっている。わが国においても企業会計基準委員会は企業会計基準第5号<sup>1)</sup>（以下、第5号基準とする）を公表し、少数株主持分は純資産の部（株主資本の部は内訳項目とされた）に表示されることとなった（第15項）。これにより従来の中間的な位置づけとする手続きはなくなる。

このように、国内外の会計基準における少数株主持分の表示区分は同一の手続きとなってきたが、少数株主持分をめぐる概念上の問題、すなわち連結財務諸表上で少数株主持分をどのように解釈するかという問題についての見解が一致しているわけではない。連結財務諸表作成にあたる基礎概念には、親会社説と経済的単一体説の2つがあり、いずれの説を基礎とするかによって連結財務諸表上の株主持分の捉え方が異なる。わが国の連結財務諸表原則<sup>2)</sup>は親会社説を基礎としている（連結意見書、第二、一、2）。一方で、IASBやFASBが進める共同プロジェクトによれば、基礎概念を経済的単一体説とする立場である（IASB [2005], AV9）。

企業結合意見書<sup>4)</sup>によれば、少数株主との取引は、企業集団を構成する子会社の株主と当該子会社を支配している親会社との間の取引であり、親会社からみれば外部取引であると考えられている（企業結合意見書、三、5（2））。企業結合において少数株主との取引が問題となるのは、企業集団の外部もしくは内部いずれの取引と解釈されるかによって子会社株式の評価や少数株主持分に帰属する純損益計算に影響が及ぶからである<sup>3)</sup>。つまり、子会社株式の追加取得のような支配獲得後の資本取引を外部取引とみるか内部取引とみるかという企業集団における企業結合取引の解釈の問題がある。わが国の企業結合会計

- 
- 1) 企業会計基準委員会 [2005 a], 企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（2005年12月9日）を指す。
  - 2) 以下、連結会計基準とよぶこととする。また、企業会計審議会 [1997], 「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」（1997年6月6日）を連結意見書とする。
  - 3) 本論文では、主に連結貸借対照表項目としての少数株主持分の解釈や表示上の取扱いを検討し、連結損益計算書項目としての少数株主損益に関する取扱いについては検討対象としない。
  - 4) 企業会計審議会 [2003], 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（2003年10月31日）を企業結合意見書とし、同意見書における「企業結合に係る会計基準」を企業結合会計基準とよぶ。

基準では外部取引とする考え方が採用されたものの、同時に内部取引とする考え方を理論的に十分検討できていない点も指摘されている（企業結合意見書，三，5（2））。

先行研究でも明らかなように，少数株主持分をめぐるのは基礎概念に依拠する難問とされてきた<sup>5)</sup>。また，現時点で基礎概念に関する見解は，海外基準と差異を生じており，今後の会計基準のコンバージェンスへ導く障壁となる可能性もある<sup>6)</sup>。よって，本論文では，わが国の企業結合会計基準と連結会計基準の基礎概念と少数株主持分の論理一貫性を通じて企業結合に内在する概念上の問題を検討する。

## 2. 企業集団内の組織再編取引と問題点

### (1) 対象範囲と背景

企業結合意見書によれば，少数株主との取引は親会社からは外部取引と考えられており，少数株主との取引は企業結合に該当しない。その点から企業結合会計基準上本来取り扱われるべきでないが，実際にはそうになっていない。その理由は「株式交換等により少数株主から子会社株式を取得する取引（少数株主との取引）は，企業結合に該当しない取引ではあるが，現行では現金による取得を前提とした連結財務諸表上の取扱いが『連結財務諸表原則』において示されているに留まっているため，個別財務諸表上の取扱いを含めた全般的な会計処理を示す必要があると考えた」（企業結合意見書，三，5）とされている。図表1は本論文で対象とする取引を示している。

図表1 企業集団内の組織再編取引

	共通支配下の取引	少数株主との取引	
	<企業集団内の企業結合取引>	<企業集団外の企業結合に該当しない取引>	
(1)独立性	法的に独立している/経済的に独立していない	法的に独立している/経済的に独立している	(1)独立性
(2)連結範囲	対象範囲	対象範囲外	(2)連結範囲
(3)対象取引	親会社と子会社もしくは子会社同士の企業結合取引	親会社が子会社の少数株主から子会社株式を取得する取引	(3)対象取引
企業集団内の組織再編取引			

5) 例えば，森田・白鳥 [1998]，10頁や齋藤 [2004]，38頁が挙げられる。

6) 齋藤 [2004]，38頁は「少数株主との取引はそれ自体企業結合ではないが，共通支配下の取引の重要なテーマである。これは古くからの難問であるとともに，IASBで進められつつあるプロジェクトとの関係においても議論の多い検討課題となる可能性がある」と指摘している。

共通支配下の取引や少数株主との取引が包括的に規定された背景には、親会社が子会社を吸収合併したケースなどで生じていた企業集団の連結財務諸表と親会社の個別財務諸表の不整合問題を排除する狙いがあった<sup>7)</sup>。企業結合会計基準が設定される以前には、このような企業集団内に関連する取引である共通支配下の取引や少数株主との取引を包括的に取り扱う会計基準がなかったことで、商法規定の範囲内で実務上幅のある会計処理が行われていた（企業結合意見書，二）。今回の基準設定により、企業集団内の組織再編を利用して時価評価するケースや売却損益を計上するケースが原則として認められなくなった。

## （2）会計上の取扱いと問題点

企業結合会計基準は、基本的に企業集団内の組織再編取引の取扱いについて連結財務諸表との整合性を重視する立場から、完全子会社化により親会社が少数株主から子会社株式を追加取得する場合、当該子会社株式は原則として時価で評価することとしている。すなわち、「親会社が子会社株式を少数株主から追加取得したときは、個別財務諸表上、子会社の取得原価は、当該株式の時価または支出した対価となる財の時価で測定される。また、連結財務諸表上は、その金額と減少する少数株主持分の金額との差額をのれんまたは負ののれんとして処理することとなる。」（企業結合意見書，三，5（2））と規定されているのである。

ただし、企業結合意見書で指摘されているように、企業結合会計基準の設定プロセスにおいては、子会社株式の取得対価が自己株式であった場合の取扱いについて理論的な検討が十分なされていない<sup>8)</sup>。支配獲得時に全面時価評価法を採用すれば、連結財務諸表上自社株式を対価とする子会社株式の追加取得の前後で資産・負債は変化しないとの解釈から、連結財務諸表上の少数株主持分の金額相当額を子会社株式の取得原価として個別財務諸表へ計上する処理となる。現行実務の混乱を回避したいとする基準設定側の配慮があったとみられる。

仮に、親会社が自社株式を対価として子会社株式を取得する場合に、子会社株式の追加取得を外部取引と捉えれば、子会社株式の取得原価は個別財務諸表上当該株式の時価また

---

7) 斎藤 [2004]，35頁によれば、「子会社の取得と支配に関する連結会計の基準が整備されながら、その子会社の法人格を消滅させる合併のケースには適用すべき会計基準がなく、商法の制約をみだす範囲とはいえ、特に税務上の観点が開示される投資情報に大きく影響することも多かったようである」と述べている。

8) 実際、「親会社が自社の株式を対価として子会社株式を追加取得した場合、子会社株式の取得原価を増加する資本の額の処理にはなお検討を要する論点が残されている」（企業結合意見書，三，5（2））と指摘されている。

は支出した対価となる財の時価で測定される。一方で、内部取引とみなせば個別財務諸表上、連結財務諸表上の少数株主持分の金額相当額を子会社株式の取得原価を追加計上する考え方もできる。この場合には、親会社の個別財務諸表上でも少数株主持分の相当額を子会社株式の取得原価に追加計上することになる。内部取引という観点からはこのような取扱いがむしろ自然というべきかもしれないとの解釈もある<sup>9)</sup>。企業結合会計基準は企業集団内の組織再編取引において基本的に連結財務諸表との整合性を重視する立場である。子会社株式の追加取得時の現行処理について、連結会計基準に準拠することとしている。連結会計基準が子会社の追加取得等に関して現金を対価とする取扱いをすでに規定していることもある。

### 3. 連結会計基準における取扱い

連結会計基準では子会社の資産・負債の評価方法について全面時価評価法と部分時価評価法の選択適用が認められている<sup>10)</sup>。全面時価評価法は国際的動向を考慮して新たに導入されたが、公表以前は部分時価評価法によるものとされていた。部分時価評価法は親会社が子会社の株式取得した際の親会社持分を重視する考え方であり、全面時価評価法は親会社が子会社を支配した結果、子会社が企業集団に含まれることになった事実を重視する考え方による（連結意見書、第二、二、5）。両者の違いは親会社説をベースとするか（部分時価評価法）、経済的単一体説をベースにするか（全面時価評価法）にある。

わが国の連結会計基準は親会社説に基づき、その上で経済的実体を考慮する立場である。この立場は親会社拡張概念と呼ばれる。親会社説に依拠するのは個別財務諸表が主とされてきたわが国の実務を反映したものである。連結意見書は親会社説を採用する理由を「連結財務諸表が提供する情報は主として親会社の投資者を対象とするものであると考えられるとともに、親会社説による処理方法が企業集団の経営を巡る現実感覚をより適切に反映していると考えられることによる」と述べている（連結意見書、第二、一、2）。

---

9) 齋藤 [2004], 40頁。

10) 資本連結手続きの際子会社の資産・負債のうち公正な評価額（以下、時価とする）で評価する範囲を親会社の持分に相当する部分に限定する方法を部分時価評価法といい、少数株主持分に相当する部分を含めてすべてを時価評価する方法を全面時価評価法という（連結意見書、第二、二、5を参照）。

## 4. 少数株主持分の表示区分の変化

### (1) 基礎概念と従来を表示区分

本来、少数株主と親会社間の取引を資本内部の動き（資本取引）とみるのか、資本外部の動きとみるのかの解釈は、親会社説と経済的単一体説のいずれの立場をとるかによって異なる。企業結合を想定した場合、その解釈は子会社株式の追加取得や一部売却といった支配獲得後の資本連結手続きに影響を与える。親会社説によれば、連結財務諸表は親会社のために作成されるものであるとされ、親会社持分のみが資本取引とみなされる。経済的単一体説は企業集団を1つのエンティティとみなすので、資本取引を親会社持分と少数株主持分とを併せたものと捉える。

連結会計基準に引き続き、企業結合会計基準においても親会社説が前提とされている<sup>11)</sup>。このような連結基礎概念との整合性から少数株主持分の性格を考えると、連結貸借対照表における少数株主持分の表示区分は、親会社説では負債の部に、経済的単一体説では資本の部にそれぞれ表示される論理となる。しかし、親会社説を拡張して考えるわが国では、両概念が並存しており、表示区分の妥当性の論拠を複雑にしている。

### (2) 企業会計基準第5号（第5号基準）

現行の連結会計基準では、少数株主持分の表示区分は負債の部と資本の部の中間に独立項目とされている（第四,九,1）。少数株主持分は支払義務を負う債務でないため、負債の部へ区分されることに矛盾があるとされ、中間項目とされたのである。森田 [1997] は「少数株主持分を他の負債と同一視することには抵抗がある。また、現時点の実務感覚を反映している」と述べた上で、「①返済義務のある負債ではない、②連結固有の項目であるという少数株主持分の性格が中間項目とされた背景にあった」と指摘している<sup>12)</sup>。中間区分はあくまでも一種の回避手段として位置づけられていたと解釈できる。

第5号基準は、貸借対照表上の少数株主持分は純資産の部（資本の部の内訳項目）に表示することとし、従来連結会計基準で採用されていた中間的な位置づけをなくす方向を示した<sup>13)</sup>。つまり、「貸借対照表上、資産性または負債性をもつものを資産の部または負

11) 広瀬 [2003], 562頁。

12) 森田 [1997], 23頁。

13) 第5号基準は「少数株主持分は子会社の資本のうち親会社に帰属していない部分であり、返済義務のある負債でもなく、また、連結財務諸表における親会社株主に帰属するものでもないため、これまで負債の部と資本の部の中間に独立の項目として表示することとされ」

債の部に記載し、いずれにも該当しないものを資産と負債の差額として純資産の部に記載する」]（第21項）という考え方である。図表2は第5号基準で示された連結貸借対照表の表示例を示している。

図表2でみられる連結貸借対照表は、資産と負債のいずれにも該当しないものを資本の部ではなく、純資産の部に差額として記載することとし、その内訳項目として株主資本<sup>14)</sup>と評価・換算差額等を設けている。また、少数株主持分の表示区分は純資産の部の末尾とされている。第5号基準の見解をまとめると以下のとおりである。すなわち、親会社説を前提にすれば、少数株主持分を負債に該当しないからといって資本の部に表示するのは妥当ではない。よって、中間項目として独立表示するという考え方に行き着くが、中間区分を設けることにも理論的裏づけがあるわけではないという論理である<sup>15)</sup>。

図表2 連結貸借対照表の記載例（第5号基準）

純資産の部		
I	株主資本	
1	資本金	×××
2	資本剰余金	×××
3	利益剰余金	×××
4	自己株式	△×××
	株主資本合計	×××
II	評価・換算差額等	×××
1	その他有価証券評価差額金	×××
2	繰延ヘッジ損益	×××
3	土地再評価差額金	×××
4	為替換算調整勘定	×××
	評価・換算差額等合計	×××
III	新株予約権	×××
IV	少数株主持分	×××
	純資産合計	×××

参考：企業会計基準委員会 [2005b]，第3項。

てきた。しかし、本会計基準では、独立した中間区分を設けないこととし、純資産の部に記載することとしている」(第22項(2))と提案している。

- 14) 資産と負債の差額を純資産とされたため、負債と資本のいずれにも該当しないものが純資産の部に記載されることになる。その対応として株主資本とそれ以外の項目に区分された(企業会計基準委員会 [2005a]，第30項を参照)。
- 15) このような立場を採る理由について、企業会計基準委員会 [2005a] は「中間区分自体の性格や中間区分と損益計算との関係などを巡る問題が指摘されている。また、国際的には中間区分を解消する動きがみられる」(第20項)と述べている。

## (3) IASB・FASB—企業結合第2フェーズ—

IASBとFASBはそれぞれ連結会計基準の修正案<sup>16)</sup>を2005年6月に公表した。それらの公表物は、コンバージェンスに向けた共同プロジェクトである企業結合第2フェーズの成果として位置づけられる。第2フェーズにおいて少数株主持分 (minority interest) は非支配持分 (non-controlling interest) と名称変更され (A1)<sup>17)</sup>, 非支配持分に関連する論点について検討が行われた。

FASBはARB 51修正案<sup>18)</sup>において子会社株式の非支配持分は資本の一部とみなすとしている (summary, para.1)。具体的には、「連結貸借対照表上、非支配持分は中間項目ではなく、『連結子会社の非支配持分』 (noncontrolling interests in consolidated subsidiaries) という新たな要素として親会社持分と区別して資本の部へ記載される」 (para.20, A5) ことが求められている (図表3)<sup>19)</sup>。さらに、「子会社を1つまたは2つ以上含む企業集団は、支配持分の帰属可能持分と非支配持分の取引に係る影響を示す独立した表を連結財務諸表上に注記情報として提供する必要がある」 (para.30 (b) (d), BC 17, A9) としている<sup>20)</sup>。

FASBはこの結論に至るにあたって、非支配持分の区分表示が可能と思われる3つの方法 (負債の部、資本の部および負債の部と資本の部の中間に独立項目として表示) を検討

- 
- 16) IASBは国際会計基準第27号「連結及び個別財務諸表」の修正案 (Exposure Draft of Proposed Amendments to International Accounting Standard 27: *Consolidated and Separate Financial Statements*, 以下、IAS 27修正案とする) を、FASBは会計研究公報第51号の修正案「非支配持分の会計処理および報告を含む、連結財務諸表」 (Proposed Statement of Financial Accounting Standards (Exposure Draft), a replacement of ARB No.51: *Consolidated Financial Statements Including Accounting and Reporting of Noncontrolling Interests in Subsidiaries*, 以下、ARB 51修正案とする) をそれぞれ公表している。詳細は、IASB [2005 a], FASB [2005 a] を参照。
- 17) 以下、企業結合第2フェーズに関する内容は非支配持分の文言を利用している。
- 18) FASBはARB 51修正案の目的を「連結財務諸表における非支配持分の会計処理と報告に関して1つの方法を要求することによって、企業集団内の財務報告の整合性および比較可能性を担保することにある」と述べている (FASB [2005 a], i - ii)。
- 19) この資本の部に表示するという方法は、1995年10月の公開草案「連結財務諸表：方針と手続き」 (Exposure Draft, *Consolidated Financial Statements: Policy and Procedures*) および2000年10月の「負債、資本の特徴と金融商品の会計処理」 (Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity) で提示された結論と同じである (FASB [2005 b], B 11を参照)。
- 20) ARB51修正案が示した独立した表は「支配持分に対して利用可能資本のうち非支配持分との取引に係る影響」 (the Impact of Transactions with Noncontrolling Interest on the Equity Available to the Controlling Interest) として例示されている (Appendix A.A9)。

した（B11）。そして、非支配持分が財務会計諸概念に関するステートメント第6号「財務諸表の構成要素」（FASB Statement of Financial Accounting Concepts No.6: *Elements of Financial Statements*, 以下、概念書第6号とする）<sup>21)</sup>の負債の定義（para.35）に合致しないと結論づけた（B12）。この定義とは、「負債とは、過去の取引または事象の結果として、特定の実体が他の実体に対して、将来、資産を譲渡または用役を提供しなければならない現在の債務から生じる、発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲である」（para.35）を示している。

一方、IASBによれば、IAS 27修正案は連結財務諸表の目的観に経済的単一体説を採用し、非支配持分を企業集団内の取引（資本内部の取引）<sup>22)</sup>とし（AV2）、非支配持分の開示については資本の部で行われるべきという案を提示した（BC5）。しかし、表示区分についてはFASBと異なる立場を示している（BC2）。IASBはこのようなFASBの決定を検討した結果、IFRSでは、非支配持分は財務諸表に注記もしくは株主資本変動表に開示すべきであるとの結論に至った<sup>23)</sup>。FASBのいう非支配持分の取引に係る影響等を示す独立した表は要求されていない。

IASBは概念フレームワーク「財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク」（*Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*）<sup>24)</sup>における負債の定義に非支配持分が合致しないと述べている。同概念フレームワークにおける負債は「負債の基本的な特徴は、企業が現在の債務を負っていることである。債務とは、ある一定の方法で実行または遂行する責務または責任である。債務は、拘束的契約または法的要請の結果として、法的に強制される場合がある」とされている（para. 60）。そのため、IASBは非支配持分が連結集団の株主持分の一部としたと結論づけている（BC5）。IAS 27修正案は非支配持分の会計処理に関連する変更を主にしている（BC3）点やARB 51修正案の題目「非支配持分の会計処理および報告を含む、連結財務諸表」から少数株主持分をめぐる問題は、海外でも重要な論点と認識されていることが示されている。

---

21) FASB [1985] を指し、日本語訳として平松・広瀬 [2002] を参考にした。

22) IASB [2005 a], AV2.において「支配持分と非支配持分間の取引が全持分資本内の単なる取引とみなされ、同一企業集団内の全持分資本の取引とする」と解釈されている。

23) というのも、IAS 1「財務諸表の作成」（*Presentation of Financial Statements*）が連結財務諸表もしくは株主資本変動表のいずれかにおいて、支配持分と非支配持分の各変動を区別して開示することで、期首から期末における各項目の簿価での再調整を開示するよう企業集団に求めているからである（BC18）。

24) IASBの前身である国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee; 以下、IASCとする）が公表した概念フレームワークを指す（IASC [1989], 日本語訳として日本公認会計士協会訳 [2001] を参考にした）。

図表3 非支配持分の開示例 (ARB 51修正案)

X社 連結貸借対照表 12月31日		20×7	20×6
資産：			
現金	\$	163,530	\$ 177,500
売掛金		205,000	195,000
売買目的有価証券		-	112,000
工場設備		1,102,500	985,250
資産合計	\$	<u>1,471,030</u>	<u>\$ 1,469,750</u>
負債：			
買掛金	\$	125,500	\$ 112,500
未払債務		89,000	79,250
年金債務		131,000	128,000
支払手形		187,250	318,500
負債合計		<u>532,750</u>	<u>638,250</u>
株主資本：			
支配持分：			
普通株式 (1株あたり \$1)	\$	200,000	\$ 200,000
優先株式 (1株あたり \$10)		50,000	-
資本剰余金		398,990	400,000
利益剰余金		242,900	160,900
累積その他包括利益		14,330	22,000
支配持分計		<u>906,220</u>	<u>782,900</u>
子会社株式の非支配持分：		<u>32,060</u>	<u>48,600</u>
株主資本合計		<u>938,280</u>	<u>831,500</u>
負債・株主資本合計	\$	<u>1,471,030</u>	<u>\$ 1,469,750</u>

参考：FASB[2005a], Appendix, A5.

**(4) 支配獲得後の親会社持分の変動—基礎概念との関係から—**

IAS27修正案では、企業の支配獲得後、子会社の支配が喪失される結果とならない親会社の所有持分の変動は、持分所有者との取引とみなされるため、当該変動は損益計算書で認識される利得または損失とはならない (BC 4)<sup>25)</sup>。FASBは「支配の喪失がなければ支配獲得後の子会社における親会社持分の変動は資本取引とみなす」と示し、IASBと同じ立場である (paras.23-24)。つまり、「非支配持分の追加取得がパーチェス法で処理されないのは、親会社が子会社の支配を獲得した時点で、子会社の資産 (のれんを含む)・負債は時価で認識される」からである (para.23, B28)。

わが国では、少数株主との取引は「企業集団を構成する子会社の株主と当該子会社を支

25) 日本語訳として又邊 [2005], 142頁を参考にした。

配している親会社との間の取引である。それは企業集団内の取引ではなく、親会社からは外部取引と考えられる」（企業結合意見書，三，5（2））と定義されている。よって，親会社が少数株主から子会社株式を追加取得する場合，当該子会社株式は原則として時価で評価される。すなわち，「親会社が子会社株式を少数株主から追加取得したときは，個別財務諸表上，子会社の取得原価は，当該株式の時価または支出した対価となる財の時価で測定される。また，連結財務諸表上は，その金額と減少する少数株主持分の金額との差額をのれんまたは負ののれんとして処理することとなる。」（企業結合意見書，三，5（2））と規定されている。このように海外とわが国とでは少数株主持分に対する解釈に距離がある。

これら解釈の相違を基礎概念との関係で整理すると，IAS 27修正案およびARB 51修正案では連結財務諸表が1つの経済的実体を表すものとして要求されるものであり，親会社株主だけでなく，債権者を含む他の利用者にとって信頼性，理解可能性，目的適合性を表す情報を提供すべきであるとしている<sup>26)</sup>。IASBおよびFASBはこのような経済的単一体説の下，非支配持分（わが国でいう少数株主持分）を企業集団内の取引（資本内部の取引）とみなし，表示区分には一貫性がみられる。一方，わが国の企業結合会計基準・連結会計基準は親会社説の立場から少数株主持分を外部のものともみなすものの，株主資本と独立してではあるが，資本の一部として表示することを要求している。基礎概念と少数株主持分の取扱いに一貫性はみられない。

少数株主持分を連結貸借対照表上どのように表示区分するかは，これまで基準設定上難しい論点とされてきた。連結情報が株主以外の者に利用されているため，基礎概念の問題を生じさせるからであり<sup>27)</sup>，それだけに複雑な要素をはらんでいる。当該論点の複雑性は，連結基礎概念という連結財務諸表の目的観との整合性によっている。少数株主持分の性格づけが親会社説における難問の1つである<sup>28)</sup>といわれる所以である。それゆえ少数株主持分の表示区分はその取扱いが固定化されず，表示区分の変更が繰り返し検討されるともいえるであろう。従来の連結会計基準が改訂され，負債の部に区分されていた少数株主持分は負債の部と資本の部の中間項目として表示されるようになった。そして，現在に至っ

---

26) FASB [2005 a], viii.

27) 川本 [1991], 35頁は「開示された連結情報が株主以外の者によって利用されてきたことを考慮すれば，連結情報を作成するためのルールの中に実体概念が混じり混んでいるものと考えられることは可能であろう。この点は従来から連結実務に内在する混乱としてさかんに指摘されてきたところである」と述べている。

28) 森田・白鳥 [1998], 10頁。

ては、そのような中間項目としての意義が国内外で問われる中で資本の部に表示される方向である。

企業結合における子会社株式の追加取得の問題を解決するには、子会社株式の評価や少数株主持分に帰属する純損益計算に影響するため、企業集団の内外いずれの取引とみなすか、言い換えれば少数株主をどのように解釈するのかの議論は避けられそうもない。さらに、少数株主持分を中間項目ではなく、資本の部へ表示すべきという取扱いにおいて、わが国と海外の立場は同じであるが、少数株主持分や少数株主自体の解釈が異なり、支配獲得後の資本連結手続きを考えた場合、必ずしも同一の見解ではない。

## 5. 基礎概念の論理矛盾

わが国の会計基準が親会社説（正確には親会社拡張概念）を基礎とする弊害として、会計上の取扱いと基礎概念との関係で論理矛盾が生じている。連結財務諸表が親会社株主を前提とした上で少数株主を含めた様々な利用者によって求められてきたことを踏まえれば、親会社説に基づく連結会計基準に経済的単一体説をベースとする取扱いが含まれることは理解できるとする考え方もある<sup>29)</sup>。そもそも少数株主持分が中間項目として表示されるようになった背景には、森田 [1951] が指摘するように「少数株主持分を他の負債と同一視することには抵抗がある」<sup>30)</sup> という見解があった。つまり、中間項目とする手続きは親会社説を積極的に捉えた結果ではなかった。

このような点を踏まえると、経済的単一体説を前提としないという理由づけにはならないように思われる。なぜなら、経済的単一体説を主張することによって親会社の立場すなわち親会社持分の軽視に結びつくとはいえず、むしろ親会社持分を意識することができるからである。例えば、経済的単一体説を唱えたMoonitz [1951] は少数株主持分が資本の部に区分表示されることが望ましいと主張し、その理由を「少数株主持分に割り当てられた金額の大きさが連結資本の中で果たす役割は、親会社持分の大きさが過大表示されるのを防ぐという点にあるのであって、少数株主に情報を提供するということではない」<sup>31)</sup> からであると述べている。この解釈に基づけば、少数株主持分の区分表示は、少数株主持分

---

29) 例えば、広瀬 [2003], 562頁において「現行実務は必ずしも理論のみから導き出されているわけではない」と述べ、理論的根拠と実際の会計処理の間で論理矛盾が生じる可能性を示している。

30) 森田 [1997], 22頁。

31) Moonitz [1951], p.78. 白鳥訳 [1964], 154頁。

の問題ではなく、親会社の立場すなわち親会社持分の計算を第一に意識したためと解することはできないだろうか<sup>32)</sup>。

少数株主持分を純資産の部へ表示しようとするわが国の対応は、経済的単一体説を積極的に捉えるものではない。実際、第5号基準は親会社説を基礎とし<sup>33)</sup>、現行基準の立場を踏襲している。負債と資本のいずれにも属さないものを純資産の部（従来でいう資本の部）に表示するということと、負債項目ではないものを資本項目とするというのとは立場が違う。第5号基準で想定される少数株主持分は負債、資本のいずれでもないから純資産に記載するという立場である。この純資産は資本を含んでいる。一方、経済的単一体説で考えた場合、少数株主持分は資本であるから資本（資本は純資産に含まれているため、広義の資本ともいえる）に表示されることとなる。つまり、少数株主持分も資本内部にあるべきものであり、負債、資本の判定を行う以前の問題と捉えている。

第5号基準の提示した案、すなわち純資産の部に少数株主持分を表示する案についても、基本的には親会社持分を意識し、少数株主持分の位置づけを示していると思われる。親会社持分を重視する立場であれば、親会社持分のみがあくまでも資本とされるべきである。しかし、少数株主持分の性質上、一概に負債に区分表示されるのが妥当といえないという論拠の下で、少数株主持分の純資産の部への記載する対応は、親会社説が経済的実体を考慮して拡張される考え方との折り合いをつける対処として考えられるであろう。

## 6. 問題解決に向けて

本論文では、企業結合会計基準において指摘されている少数株主との取引に根ざす概念上の問題について、少数株主持分と基礎概念の論理一貫性の観点から検討を行ってきた。この問題は、企業結合会計基準が連結会計基準との整合性を重視し、連結会計基準を補完する形で株式を対価とする子会社株式の追加取得等の取扱いを規定したプロセスに内在している。わが国の会計基準のベースにあるのは単なる親会社説ではなく、経済的単一体説を考慮した考え方であるが、このような拡張した親会社説は実際の取扱いとの関係で生じる論理矛盾を生じさせてきた。つまり、少数株主持分を外部取引とみなし、子会社株式の追加取得時には子会社株式が時価で評価されるという手続きがなされ、一方では、表示区分を負債の部と資本の部の中間項目としてきたのである。この点については実務の複雑性

---

32) 例えば、近似した見解に神納 [2002], 97頁がある。

33) 企業会計基準委員会 [2005 a], 第16項, 第28項。

からある程度許容できるとする説もある<sup>34)</sup>。

第5号基準は、親会社説を拡張した考え方を基礎に少数株主持分を純資産の部へ区分表示することで親会社持分を認識する立場である。IASBやFASBは非支配持分（わが国でいう少数株主持分）を企業集団内の取引（資本内部の取引）とみなし、支配獲得後において子会社株式に対する親会社持分の変動があった場合には、損益計算書上利得および損失は認識されないとしている。さらに、連結貸借対照表上、非支配持分を資本の部に表示することを要求しており、採用する経済的単一体説との間に一貫性がみられる。わが国の会計基準は親会社説（正確には、経済的実体を考慮した親会社拡張概念）を基礎としており、少数株主持分を外部のものともみなすものの、株主資本と独立した項目ではあるが、資本の部に表示するよう提案している。少数株主持分の解釈と基礎概念の論理一貫性があるとはいえない。

仮に、経済的単一体説に依拠していても、少数株主持分の存在が親会社持分の大きさを過大表示する効果として認識される<sup>35)</sup>のであれば、親会社持分を重視したとしても、資本の部に表示する意味があると思われる。親会社説の拡張もしくは経済的単一体説のいずれによっても、少数株主持分の連結資本における意義は親会社持分の評価に役立つことには変わりはないという論拠である。

そのような少数株主持分の性格を鑑みれば、わが国の会計基準が、（拡張しているとはいえ）親会社説を採用していることに疑問が生じる。経済的単一体説を採用していれば、少数株主持分の表示区分や子会社株式の追加取得においては少なくとも生じないであろう論理矛盾が、親会社説を前提とすると生じるからである。それが、少数株主持分をどう捉えるか、少数株主との取引を資本の内外いずれと解するかという問題をさらに複雑化しているといえるかもしれない。いわゆる親会社説を拡張した考え方を前提にする弊害である。

制度が動的であるためには、従来の解釈に対する妥当性を検討することが必要である。企業結合会計基準は企業集団内の組織再編取引を独立企業同士のそれと区別して捉え、結果として対象範囲を広げた点で国際基準と比べ革新的であろう。ただし、このような制度における革新は、会計に限らず時代の要求に応じて議論し導き出されたある時点の帰結でしかない。従前の前提を問い直すことは、制度が経済的実態を捉え続ける限り新たな方向性へと導く。企業結合会計基準の対象取引は実務に合わせて幅広いものとなった。少数株主の表示区分を資本の部（純資産の部）へと変更する流れは、少数株主の解釈問題の解決にこれまで前提としてきた親会社説自体の論拠を問う機会を与えている。

---

34) 広瀬 [2003], 562頁。

35) Moonitz [1951], p.78. 白鳥訳 [1964], 154頁。

## 参考文献

- Financial Accounting Standards Board [2005 a], Proposed Statement of Financial Accounting Standards (Exposure Draft), a replacement of FASB No.141, *Business Combinations* (June 30).
- Financial Accounting Standards Board [2005 b], Proposed Statement of Financial Accounting Standards (Exposure Draft), a replacement of ARB No.51, *Consolidated Financial Statements Including Accounting and Reporting of Noncontrolling Interests in Subsidiaries* (June 30).
- Financial Accounting Standards Board [2001], Statement of Financial Accounting Standards No.141, *Business Combinations* (June).
- Financial Accounting Standards Board [1985], Statement of Financial Accounting Concepts No.6: *Elements of Financial Statements*, (December). 平松一夫・広瀬義州訳 [2002], 財務会計諸概念に関するステートメント第6号「財務諸表の構成要素」(平松一夫訳)『FASB財務会計の諸概念増補版』, 中央経済社。
- International Accounting Standards Board [2005 a], Exposure Draft of Proposed Amendments to IAS 27, *Consolidated and Separate Financial Statements* (June). 企業会計基準委員会 [2005 c], 第43回国際対応専門委員会議事概要「IFRS 3, IAS 27, IAS 37, IAS 19改訂公開草案の内容」(9月12日), 企業会計基準委員会 ([http://www.asb.or.jp/cgi-bin/doc.cgi/technical\\_committees/international\\_issue/minutes.html](http://www.asb.or.jp/cgi-bin/doc.cgi/technical_committees/international_issue/minutes.html)).
- International Accounting Standards Board [2005 b], Exposure Draft of Proposed Amendments to IFRS 3, *Business Combinations* (June). 企業会計基準委員会[2005 c], 第43回国際対応専門委員会議事概要「IFRS 3, IAS 27, IAS 37, IAS 19改訂公開草案の内容」(9月12日)。
- International Accounting Standards Board [2005 c], (phase II), *IASB UPDATE* (March). 山田辰己訳 [2005], 「IASB会議報告(第44回会議)」(3月)。
- International Accounting Standards Board [2004], IFRS 3 : *Business Combinations*, March 2004. 企業会計基準委員会訳 [2005], IFRS第3号「企業結合」『2004国際財務報告基準書(IFRSsTM)』雄松堂出版。
- International Accounting Standards Committee [1989], *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements* (July). 日本公認会計士協会国際会計委員会訳 [2001], 「財務諸表の作成・表示に関するフレームワーク」『国際会計基準書2001』同文館。
- Moonitz, Maurice [1951], *The Entity Theory of Consolidated Statements*, Brooklyn. 白鳥庄之助訳 [1964], 『ムーニッツ連結財務諸表論』同文館。
- 川本淳 [1991], 「連結の目的と少数株主持分の問題」『経済学研究(東京大学)』第34巻(12月), 33-43頁。
- 企業会計基準委員会 [2005 a], 企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(12月9日)。
- 企業会計基準委員会 [2005 b], 企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針(案)」(12月9日)。
- 企業会計審議会 [2003], 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(10月31日)。

企業会計審議会 [1998], 「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」(10月30日)。

企業会計審議会 [1997], 「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」(6月6日)。

斎藤静樹 [2004], 「企業結合会計基準の基本的考え方」『企業会計』第56巻第3号(3月), 35-41頁。

神納樹史 [2002], 「少数株主持分の意味」『産業経理』第62巻第2号(7月), 92-98頁。

広瀬義州 [2003], 『財務会計(第4版)』中央経済社。

又邊崇 [2005], 「IASB関連情報国際会計基準審議会(IASB)の動向(2005年3月~6月)」『季刊会計基準』第10号(9月), 企業会計基準委員会。

森田哲彌・白鳥庄之助 [1998], 『連結財務諸表原則詳解』中央経済社。

森田哲彌 [1997], 「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」『企業会計』第49巻第10号(10月), 18-26頁。